

水質管理目標設定項目

2009. 4. 1 施行

番号	項目	目標値 (mg/l)
目01	アンチモン及びその化合物	0.015 以下
目02	ウラン及びその化合物	0.002 以下*
目03	ニッケル及びその化合物	0.01 以下*
目04	亜硝酸態窒素	0.05 以下*
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
目07	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
目08	トルエン	0.2 以下
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 以下
目10	亜塩素酸	0.6 以下
目12	二酸化塩素	0.6 以下
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下*
目14	抱水クロラール	0.02 以下*
目15	農薬類(※次ページ詳細)	Σ 1 以下
目16	残留塩素	1 以下
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上~100以下
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下
目19	遊離炭酸	20 以下
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下
目21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下
目23	臭気強度(TON)	3 以下
目24	蒸発残留物	30以上~200以下
目25	濁度	1 度以下
目26	pH値	7.5 程度
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0 程度
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下

* については暫定値

要検討項目

2009. 4. 1 施行

番号	項目	目標値 (mg/l)
検01	銀	—
検02	バリウム	0.7 以下
検03	ビスマス	—
検04	モリブデン	0.07 以下
検05	アクリルアミド	0.0005 以下
検06	アクリル酸	—
検07	17-β-エストラジオール	0.00008 以下*
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002 以下*
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5 以下
検10	エピクロロヒドリン	0.0004 以下*
検11	塩化ビニル	0.002 以下
検12	酢酸ビニル	—
検13	2,4-トルエンジアミン	—
検14	2,6-トルエンジアミン	—
検15	N,N-ジメチルアニリン	—
検16	スチレン	0.02 以下
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L 以下*
検18	トリエチレンテトラミン	—
検19	ノニルフェノール	0.3 以下*
検20	ビスフェノールA	0.1 以下*
検21	ヒドラジン	—
検22	1,2-ブタジエン	—
検23	1,3-ブタジエン	—
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2 以下*
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 以下*
検26	マイクロキチン-LR	0.0008 以下*
検27	有機すず化合物	0.0006 以下*※
検28	ブロモクロロ酢酸	—
検29	ブロモジクロロ酢酸	—
検30	ジブロモクロロ酢酸	—
検31	ブロモ酢酸	—
検32	ジブロモ酢酸	—
検33	トリブロモ酢酸	—
検34	トリクロロアセトニトリル	—
検35	ブロモクロロアセトニトリル	—
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06 以下
検37	アセトアルデヒド	—
検38	MX	0.001 以下
検39	クロロピクリン	—
検40	キシレン	0.4 以下
検41	過塩素酸	—
検42	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	—
検43	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	—
検44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	—

※ トリブチルスズオキシサイドの目標値

* については暫定値